

カテゴリ	問い合わせ	回答
提出	拳証書類について、以前提出しているが、再度の提出は必要か。	ご提出いただいた拳証書類の証明日がR6.12.1以降のものであれば、再度の提出は不要となります。もし、証明日の日付がわからない場合は、お住いの区の保健センターにお問い合わせください。
提出	世帯状況届をもらったのは下の子の施設だが、提出も下の子の施設でいいのか。	下のお子様の通っている施設へ提出をお願いします。
提出	提出が間に合わない場合はどうすればいいか。	基本的には提出書類がすべて準備できてから提出をお願いします。7/2に間に合わない場合は、配布された返送用封筒に切手を貼って、7/11までに事務センターに送付してください。（2・3号／新2・3号共通）
提出	支給認定の変更手続きで拳証書類を提出済みの場合、世帯状況届はどのように提出したらいいか。	◆2・3号の場合◆ お住いの区の保健センターへ直接ご提出ください。 ◆新2・3号の場合◆ 世帯状況届の余白部分に「○/○に変更手続きで書類提出済み」とメモし、ご提出ください。また、提出されていない保護者様の拳証書類がございましたら、追加でご提出をお願いいたします。
提出	償還払いの書類を同封していいか。	恐れ入りますが同封はご遠慮ください。
提出	返信用封筒を失くしてしまった。	施設様に予備の封筒をお届けしておりますので、施設様へご確認願います。 必要事項が記載されていれば他の封筒でも問題ありません。 下記内容を封筒にご記載ください。 ※住所・保護者氏名・保育施設を利用している子どもの名前・利用している施設名
提出	切手を貼らずに投函してしまった。	事務センターでは料金不足につきましては、全て返送対応をしております。 返送に時間がかかりますので、お待ちいただきまして再度投函をお願いします。 （又は、郵便局へご確認ください）
提出	世帯状況調査で添付漏れがあった。どうしたらいいか。	「お子様の氏名」「お子様の生年月日」「通っている施設名」「保護者氏名」「電話番号」の各内容と、「世帯状況届に関する追加書類」と記載したメモを同封し事務センターへ提出をお願いいたします。
拳証書類	6月で認定が切れるため、認定継続の拳証書類を提出予定（提出済み）。世帯状況届はどのように提出したらいいか。	認定継続に使用する拳証書類の提出準備が整っている場合は、世帯状況届を同封して、事務センターまで送付ください。認定継続の拳証書類を既にご提出済みであれば、認定継続で提出した書類を除き、通常どおりご提出ください。
拳証書類	世帯状況届の提出締切日以降に、就労先の変更や保育事由の変更が決定している場合はどうすればいいか。	お住いの区の保健センターにご相談ください。
拳証書類	転職や雇用契約の変更で就労時間が変わっている場合はどうすればいいか。	◆2・3号の場合◆ お住いの区の保健センターにご相談ください ◆新2・3号の場合◆ 転職後の就労時間も月64時間以上の勤務でしょうか 《64時間以上の場合》「転職した」というメモをつけて、今回の世帯状況届と一緒に転職先の就労証明書をご提出ください。 《64時間以下になる場合》お住いの区の保健センターにご相談ください
拳証書類	就労証明書はコピーの提出でいいか。	就労証明書のコピーは不可となっています。
拳証書類	会社から、PDFデータをもって自宅で印刷したものでいいか。	問題ありません。
拳証書類	修正テープ・修正ペンで修正してしまった（修正したものを受け取った）が受付可能か。	修正テープ・修正ペンでの修正は原則受付不可のため、書類の再提出が必要です。
拳証書類	複数就業している場合、就労証明書はすべての就労先で書いてもらった方が良いのか？	すべての就労先で就労証明書をご用意ください。
拳証書類	就労証明書の様式は、会社独自のものなど、別の様式でも大丈夫か。	保護者氏名、就業先情報・就業条件・期間など漏れなく記入されていれば問題ありません。 ただし、不備等があった場合は就労証明書を新たに取得いただく可能性があるため、その際はご協力をお願いします。
世帯状況	離婚前提の別居中など、世帯状況が変わっている場合はどうすればいいか。	お住いの区の保健センターにご相談ください。
世帯状況	障がいに係る手帳の写しは、以前に提出していても必要になるか。	最新の状況を確認する為、原則、手帳をお持ちの方全員分のコピーの提出が必要となります。 ※療育手帳も含みます
世帯状況	世帯状況届に記載の世帯状況が現在と異なるが、どうすればいいか。	世帯状況届に記載の状況が現在と異なる場合は、変更届を併せてご提出ください。 また、すでに届出済みの場合は、お住いの区の保健センターにご相談ください。
その他	現時点で転居が決まっている場合、どうしたらいいか。	・市外へ転居の場合：「市外へ転居」と世帯状況届に記入して提出先に提出（退園済みなら切手を貼って事務センターに提出）してください。書類確認後、お電話やお手紙にてご連絡を差し上げる場合もございますのでご了承ください。 ・市内で、別の施設を利用の場合：現在在籍の施設にご提出ください。
その他	すでに退園済み、これから退園予定の場合どうしたらいいか。	お住いの区の保健センターにご相談ください。
その他	6月末で認定が切れるが、7月からの認定継続希望はない。世帯状況届はどのように提出したらいいか。	世帯状況届の余白に「認定不要」とだけご記載いただき、世帯状況届記載の提出先へご提出願います。
その他	世帯状況届を「破ってしまった」「紛失してしまった」場合はどうすればいいか。	再発行しますので、お住いの区の保健センターにご連絡ください。